

① 件 名	
石巻市障害者等日常生活用具給付事業における所得制限の一部撤廃について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>日常生活用具給付事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の必須事業として実施し、支給対象等については、「石巻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」（以下「施行細則」という。）において、障害者総合支援法で規定する補装具費の例によることと規定している。</p> <p>石巻市障害者日常生活用具給付事業実施要綱においては、市町村民税の所得割額が 4 6 万円以上である場合は給付の対象者とし不在規定を設けているが、障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年 4 月 1 日施行）において、これまで補装具費の支給対象外としていた市町村民税の所得割額が 4 6 万円以上の支給対象等のうち、障害児又は障害児の属する世帯の世帯員に係る所得制限を撤廃し、障害児について補装具支給制度の対象とした。</p> <p>【目的】</p> <p>日常生活用具給付事業において、障害児への給付に係る所得制限を撤廃するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>障害者総合支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）  地域生活支援事業実施要綱  石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年告示第 3 1 2 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち  第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実  1 障害者の自立と社会参加への支援を行う  石巻市第 4 次障害者計画  第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
<p>平成 2 4 年 4 月～ 障害者総合支援法施行  令和 5 年 4 月～ 日常生活用具給付費目の拡大  石巻市障害者日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正  令和 6 年 4 月～ 障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令</p>	
⑤ 主な内容	
石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱を一部改正し、給付に係る所得制限の規定を削除するほか、文言の整理を行う。	
改 正	現 行
（給付の区分、種目、対象者等） 第 3 条 （略） 2 ～ 4 （略）	（給付の区分、種目、対象者等） 第 3 条 （略） 2 ～ 4 （略） <u>5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、日常生活用具の給付を受けようとする本人又は本人が属する世帯の世帯員のいずれかが、施行令第 43</u>

<p>5 (略) (給付の費用負担) 第6条 (略) 2 施行細則第32条第1項の規定による同別表第2の基準額は、この要綱の別表第1から別表第3までに規定する価格とする。</p>	<p><u>条の2第2項に定める市町村民税所得割の額以上である場合は、日常生活用具の給付の対象としない。</u> 6 (略) (給付の費用負担) 第6条 (略) 2 <u>日常生活用具の給付に係る施行細則第32条第1項の規定による同別表第2の基準額は、この要綱の別表第1から別表第3までに規定する価格とする。</u></p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>	
<p>【影響・効果】 障害児の経済的負担の軽減が図られる。 【市財政への負担】 令和5年度日常生活用具給付件数 4,118件（うち障害児の給付件数 235件） 給付額 43,027,944円 （うち障害児の給付額 2,744,001円） （財源）地域生活支援事業補助金 国1/2、県1/4、一般財源1/4 ※過去3年間で所得制限により支給対象外とした件数 なし</p>	
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>	
<p>仙台市、登米市では所得制限を撤廃済み、岩沼市は今年度撤廃予定</p>	
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>	
<p>令和7年2月 石巻市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (令和7年1月1日遡及適用) 市ホームページによる周知</p>	
<p>⑨ その他</p>	